

損害賠償額の決定について（環境局関係）

環境局所管業務において生じた事故に係る損害賠償額を、次のとおり決定する。

金額及び被害者	事 件 概 要
見舞金 5,110,647円 医療費 1,659,505円 3,451,142円 日野口 榮 一 77歳	平成26年1月15日午前11時ごろ、旭区大宮3丁目10番1号先路上において、本市職員芥川康雄が本市環境局城北環境事業センター所属のじん芥自動車なにわ100す3497号車のドアを開けた際、右後方から走行してきた自転車に乗っていた被害者が同ドアと接触し、その衝撃で同人が路上に転倒し、負傷したものである。 同人は、右梨状筋症候群、右臀部打撲、右下肢不全麻痺、腰部捻挫及び右股関節捻挫のため約1年3箇月にわたり入院及び通院治療を続け、治癒した。

平成28年5月13日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

環境局所管業務において生じた事故に係る損害賠償額を決定するため、この案を提出する次第である。